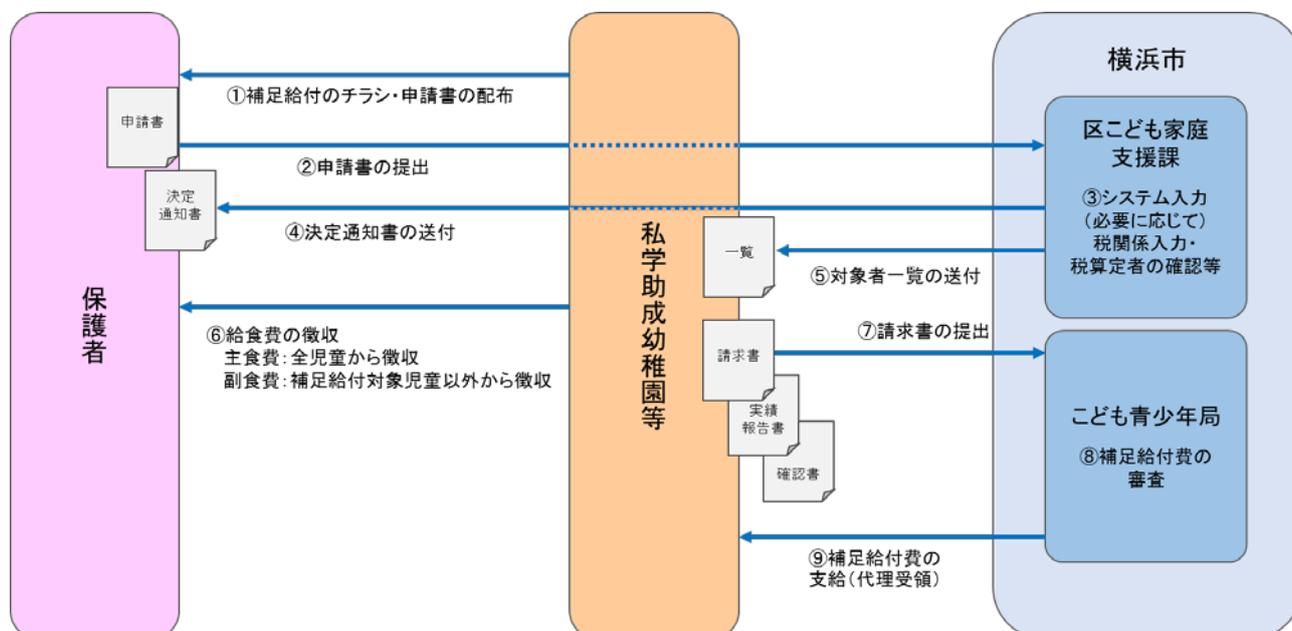


私学助成幼稚園補足給付事業に関するスケジュール等について（通知）

1 事務フロー



- ①【園⇒保護者】園から保護者に、補足給付事業のチラシ及び申請書を配布
- ②【保護者⇒区】副食費にかかる補足給付の交付を希望する保護者は、「補足給付費交付申請書」を区に提出
- ③【区】区は、申請書に基づき、世帯の課税情報や、きょうだい構成等を確認しながらシステムに入力
- ④【区⇒保護者】区は、副食費の補助の対象の有無を記載した「副食費の補助に関する事項 決定通知書」を保護者に通知
- ⑤【区⇒園】区は、副食費の補助内容が記載された「契約締結登録者一覧」または「契約児童情報変更票」を園に送付
- ⑥【園⇒保護者】「契約締結登録者一覧」または「契約児童情報変更票」に基づき、園は、対象者については副食費分を減額する等の対応
- ⑦【園⇒局】園は、年に2回（3月と8月）、請求書、実績報告書及び確認書を局に提出
- ⑧【局】局は、園の請求内容等を審査及び確認
- ⑨【局⇒園】局は、園に補足給付費を支給（4月と9月）

※区：
横浜市内の幼稚園→幼稚園が所在する区の区役所こども家庭支援課
横浜市内外の幼稚園→保護者が居住する区の区役所こども家庭支援課
局：こども青少年局

2 園の対応

(1) 補足給付補助対象者への徴収にあたっての対応

補足給付対象者を区こども家庭支援課から園宛てにお知らせします。対象者を確認のうえ、対象者については、保護者から給食費から補足給付費分(※)を差し引いた額を徴収してください。

※ 補足給付費分：

- ・給食費として実費徴収している費用のうち、副食費相当分(おかず、おやつ、牛乳・お茶等)。
- ・お子さま一人につき、月額上限4,500円まで

(例)

給食費 (a)	副食費 (b)	補足給付費 (c)	保護者からの徴収額 (a-c)
6,000円	5,000円	4,500円	1,500円 (=主食費1,000円+ 副食費保護者徴収額500円)
3,000円	2,500円	2,500円	500円 (=主食費500円+ 副食費保護者徴収額0円)

副食費が4,500円以上の場合($b \geq 4,500$ 円) → $c = 4,500$ 円
副食費が4,500円未満の場合($b < 4,500$ 円) → $c = b$

(2) 副食費の徴収に係る補足給付費の申請【時期：3月】

請求書、実績報告書及び確認書を提出していただく予定です。詳細は2月中旬にお送りする通知にてお伝えします。

※様式(案)については同封の書類をご確認ください。

(参考1) 食事の提供にかかる副食費相当額の算出方法について

給食費のうち副食費相当額の算出にあたっては、「実際に要した副食費に相当する費用」を用いることが基本となります。なお、1食当たりの副食費相当額は、施設の子どもを通じて均一とし、年間を通しての平均額で構いません。

実際に要した副食費に相当する費用 = 1食当たりの副食費相当額 × 給食提供日数

1食当たりの副食費相当額 = 年間の副食費相当額 ÷ 給食を提供する児童の数 ÷ 年間の給食提供日数

ただし、「1食当たり副食費相当額」の算出が困難な場合においては、例外的に、便宜的な算出方法を用いることも可能です。

【副食費に相当する費用の算出方法】

給食の実施方法	副食費の算出方法（基本）	便宜的な算出方法の可否
自園調理 (食材自己購入)	各園で算出した「1食当たり副食費相当額」 ×給食提供日数	×
自園調理 (食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼して算出した「1食当たり副食費相当額」 × 給食提供日数	○
外部搬入	外部搬入業者に依頼して算出した「1食当たり副食費相当額」 × 給食提供日数	○

【「1日当たり副食費相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合※」
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合※」
- ③ 一律 225 円（新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価）

※国の要綱では、市町村に所在する他施設等の情報から推計した割合を適用することとなっていますが、現在のところ国、横浜市としての平均的な割合をお示しできる調査結果等はありません。

(参考2) 私学助成幼稚園の補足給付事業の対象となる食事の提供について

1 補足給付事業の対象となる食事の提供

食事提供の方法	対象
自園調理（食材自己購入）	○
自園調理（食材外部搬入）	○
外部搬入による弁当	○ _(※)
保護者による弁当持参	×

※ 外部搬入について、園が事業者と契約していること及び希望があれば全員に提供できる体制が整っていることが必要です。

2 食事の提供実施状況と補足給付対象の事例

	事例	補足給付の対象	備考
例 1	週3日外部搬入の弁当を園が保護者に提供し、週2日は保護者が弁当を持参している。	週3日外部搬入の弁当：○ 週2日保護者による 弁当持参：×	
例 2	週3日で牛乳給食を実施している。	○	
例 3	週3日外部搬入の弁当を全員に提供、週1日牛乳給食を全員に提供、週1日希望があった児童のみに外部搬入の弁当を提供している。	週3日外部搬入の弁当：○ 週1日牛乳給食：○ 週1日希望児童のみ：○	希望児童のみの食事の提供については、希望すれば全員に弁当を提供できる体制が整っている場合、補足給付の対象となります。
例 4	園が事業者と契約し、外部搬入の弁当を園が提供している。支払いは保護者が直接事業者に行っている。	○	
例 5	保護者が直接事業者と契約した上で給食が実施されている。給食費は保護者が事業者を支払っている。	×	
例 6	原則、保護者のお弁当としているが、保護者がどうしても弁当を用意できないときは、園が契約した事業者から外部搬入の弁当等を提供している。	×	原則保護者による弁当持参のため、「希望者全員に弁当を提供できる体制」が整っていないと考えられます。
例 7	保護者会が園と関係なく自主的に事業者と契約した上で給食が実施されている。給食費は保護者が保護者会を通して支払っている。	×	園と事業者との契約ではないため、対象外となります。
例 8	園委託のもと保護者会が事業者と契約した上で給食が実施されている。給食費は保護者が保護者会を通して支払っている。	×	園と事業者との契約ではないため、対象外となります。

3 スケジュール詳細

(1) **令和元年度**

ア 在園児の場合（令和元年11月中に申請した場合）

10月4日～【園⇒保護者】補足給付事業に関するチラシ・補足給付費交付申請書を配布
※給食を実施している園のみとなります。

～10月18日【保護者⇒局】郵送にて補足給付費交付申請書を専用封筒にて局に提出

11月～12月【区・局】審査等

12月18日【区⇒保護者】補足給付決定通知書を送付

【区⇒園】補足給付対象者一覧を送付

通知後【園】副食費の補助対象者に10月（認定開始が11月以降の場合は、その月）からの副食費（上限4,500円/月）を返金、以降の月の対象者の副食費を減額する等の対応

イ 年度途中の入園の場合

- ①【園⇒保護者】利用案内とあわせて、補足給付事業に関するチラシ・補足給付費交付申請書を配布
- ②【保護者⇒園】認定申請書類一式とあわせて、必要に応じて補足給付費交付申請書を園に提出
- ③【園⇒区】認定申請書類一式と補足給付費交付申請書を区に提出
- ④【区⇒保護者】認定決定通知書とあわせて、補足給付決定通知書を送付
【区⇒園】契約締結登録者一覧（副食費の補助対象の情報を含む）を送付
- ⑤【園】対象者の副食費を減額する等の対応

ウ 利用開始後に申請する場合

- ①【保護者⇒区】補足給付費交付申請書を区に提出
- ②【区⇒保護者】補足給付決定通知書を送付
【区⇒園】契約児童情報変更票（副食費の補助対象の情報を含む）を送付
- ④【園】対象者の副食費を減額する等の対応

保護者から補足給付費交付申請書を欲しい旨申し出があった場合は、補足給付費交付申請書を保護者にお渡しください。

重要 令和元年度在園児の遡及対応について

私学助成幼稚園の副食費の徴収に係る補足給付事業は、令和元年10月に制度が開始したばかりであり、保護者に制度内容が十分浸透していないことが考えられ、在園児一括受付（上記3(1)ア 在園児の場合（令和元年11月中に申請した場合））後に追加で申請される方が一定数いらっしゃる事が想定されます。

そのため、令和元年度在園児については、令和元年度中は10月分（令和元年11月以降に認定を開始した場合はその月分）まで遡って補足給付対象とします。

補足給付の対象者について、12月18日の対象者一覧送付後は、「契約締結登録者一覧」または「契約児童情報変更票」によって随時区からお知らせします。

(2) **令和2年度**

ア **令和2年度4月新規入園児**

10月15日～【園⇒保護者】利用案内と合わせて、

補足給付事業に関するチラシ・申請書（黄色の紙）を配布

【保護者⇒園】認定申請書類一式と合わせて、必要に応じて

補足給付費交付申請書を提出

12月2日～5日【園⇒局】認定申請書類一式と補足給付費交付申請書を局に提出

（業者が園から回収）

※横浜市外の園は、園から保護者の居住区に認定申請書類一式と補足

給付費交付申請書を提出

翌年1月下旬 【区⇒保護者】認定決定通知書を送付

3月下旬 【区⇒保護者】補足給付決定通知書を送付

【区⇒園】契約締結登録者一覧（副食費の補助対象の情報を含む）を送付

4月～ 【園】対象者の副食費を減額する等の対応

イ **年度途中の入園の場合**

①【園⇒保護者】利用案内とあわせて、

補足給付事業に関するチラシ・補足給付費交付申請書を配布

②【保護者⇒園】認定申請書類一式とあわせて、必要に応じて補足給付費交付申請書を

園に提出

③【園⇒区】認定申請書類一式と補足給付費交付申請書を区に提出

④【区⇒保護者】認定決定通知書とあわせて、補足給付決定通知書を送付

【区⇒園】契約締結登録者一覧（副食費の補助対象の情報を含む）を送付

⑤【園】対象者の副食費を減額する等の対応

※副食費の補助に関する決定を受けた保護者は、利用開始日の属する月から補足給付の対象となります。

ウ **利用開始後に申請する場合**

①【保護者⇒区】補足給付費交付申請書を区に提出

②【区⇒保護者】認定決定通知書とあわせて、補足給付決定通知書を送付

【区⇒園】契約児童情報変更票（副食費の補助対象の情報を含む）を送付

③【園】対象者の副食費を減額する等の対応

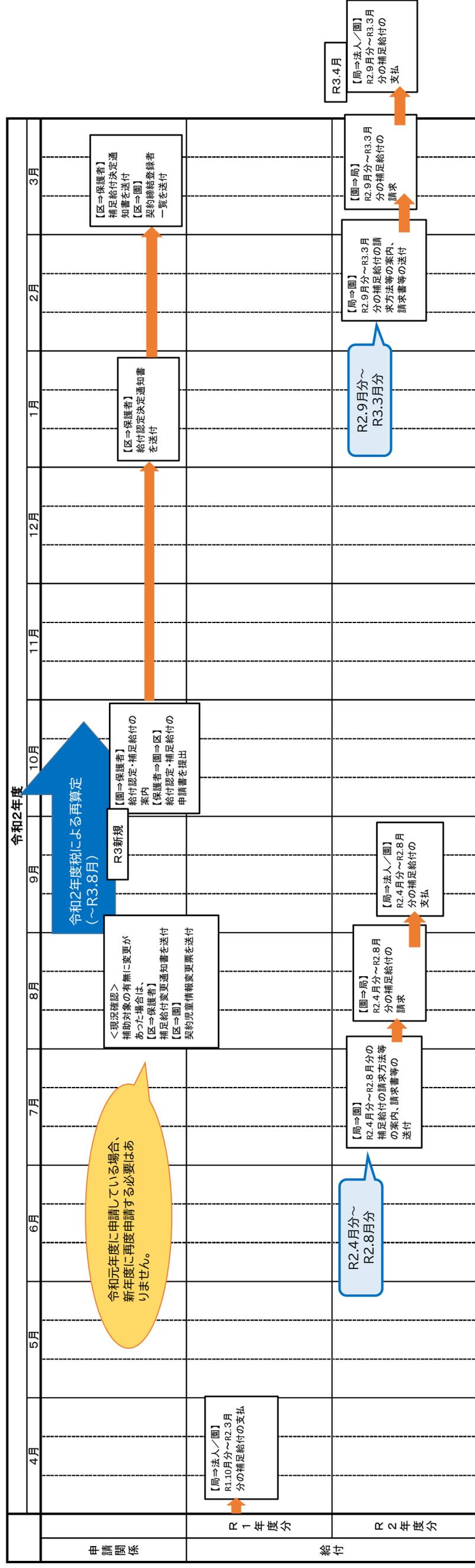
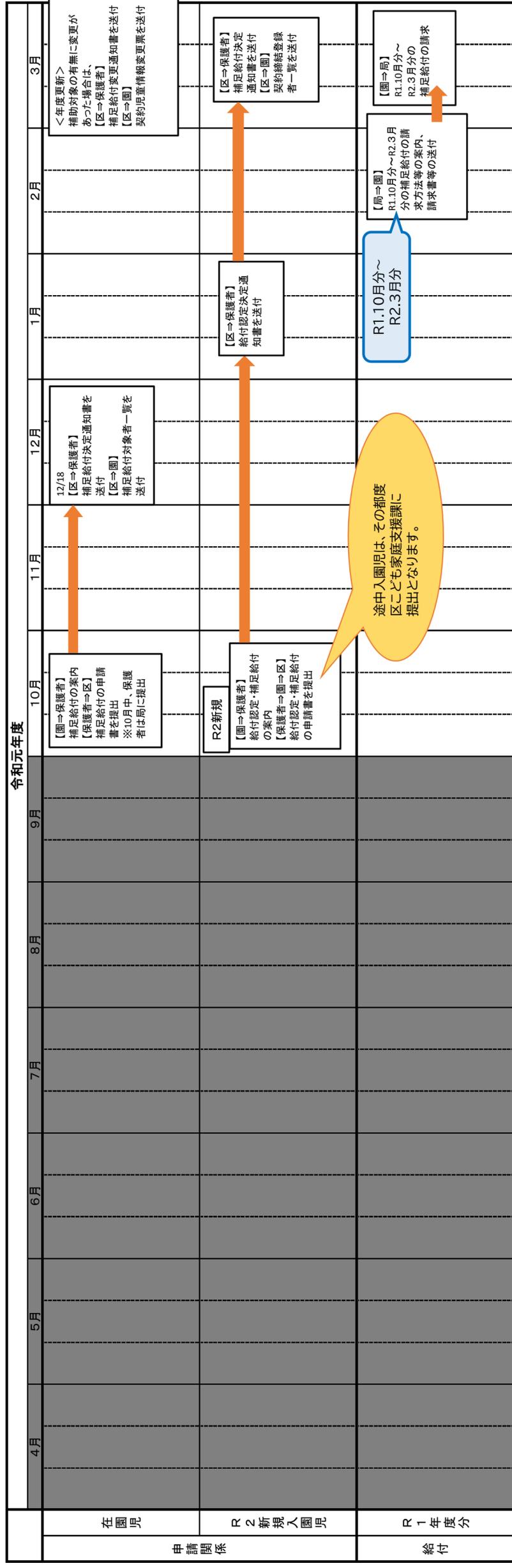
※副食費の補助に関する決定を受けた保護者は、申請日の属する月の翌月から補足給付の対象となります。

担当 こども青少年局保育・教育運営課

幼児教育・保育無償化担当

TEL 045-671-3710・3711

私学助成幼稚園補足給付事業 スケジュール



※令和2年度のスケジュールについては、令和2年4月新制度移行園については、制度及びスケジュールが異なります。